

令和6年度 第1回教科用図書葛南西部採択地区協議会 会議録

- 1 期 日 令和6年5月21日(火)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後2時30分
会 場 浦安市文化会館 中会議室

2 出席者

委 員	10名
指導助言者	1名
事 務 局	3名
市教委担当	3名

3 会議録

(1) 開会の言葉 事務局

(2) 千葉県教育庁葛南教育事務所 挨拶

ただいまご紹介いただきました、葛南教育事務所指導室の〇〇と申します。よろしく願いいたします。それでは、少しお時間いただいて、挨拶をさせていただきます。改めまして皆様には日頃より教育事務所の事業にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。今年度の教科書採択は、中学校の全ての種目の教科書と共に特別支援学級で使用する教科書について採択することとなっております。

また小学校については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条の規定に基づき、基本的に令和5年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなります。本採択地区協議会は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき令和7年度使用に係る教科用図書の採択のために協議を行う機関として設置されています。同条第五項により市川市と浦安市は、本協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。本年度の教科書採択にあたり令和6年3月29日付、文科省第2567号で「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知がきています。「教科書採択は採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性、透明性に疑念を生じさせることのないように適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要」と示されています。

教科書の採択においては、公正確保の徹底はもとより、教科書採択に関する情報公開について結果及びその理由の公表に関し、無償措置法第15条で公表の努力義務が課せられており、採択に関する説明責任を果たすことが求められておりますことは、すでにご承知の通りです。本採択地区協議会が教科書発行所のみな

らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく静ひつな環境を確保し、教科書採択の公正確保に万全を期すようお願いしたいところです。どうぞよろしくお願いたします。

(3) 令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の紹介

報告：令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会会長に、浦安市教育委員会船橋 紀美江教育長が選出され、事務局は浦安市教育委員会内に置く。

(4) 説明・協議（会長が議長）

①令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約(案)について

・承認

②令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会等に関する日程(案)について

・承認

③令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について

・承認

④令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会研究調査委員の委嘱について

・承認

(5) その他

①参考資料について

事務局

②令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会の負担金について

事務局

③その他

事務局

(6) 閉会の言葉

事務局